



# 輸送機関 情報ガイド

アメリカ合衆国  
渡航時の必要文書

Japanese  
2011年5月改訂



U.S. Customs and  
Border Protection



# 目次

## はじめに

### パート I:

#### 米国入国時の必要文書

- I. 空路による入国
  - A. 米国市民
  - B. 米国居住者
  - C. 訪問者
- II. 陸路および海路による入国
  - A. 米国市民
  - B. 米国居住者
  - C. 訪問者
- III. 特別分類
  - A. 査証免除プログラム
  - B. グアムー北マリアナ諸島米国自治連邦区査証免除プログラム
  - C. 自動再有効化
  - D. 特定の外国旅券の有効性
  - E. 近隣諸島一覧表

### パート II:

#### 空路で出国する際の必要文書

- A. 米国市民
- B. 米国居住者
- C. 訪問者

### パート III:

#### 米国の渡航文書の例

### パート IV:

#### 査証の種類

### パート V:

#### 罰金対象となる違反の一覧表

### パート VI:

#### クイックリファレンスチャート

### パート VII:

#### 事前旅客情報システム

### パート VIII:

#### 人身売買の可能性



## はじめに

米国民、米国居住者、訪問者を含め、米国に入国を求める人はすべて、身分と国籍を証明する文書を所持していなければなりません。さらに、すべての旅行者は、その旅行目的を記載した適切な文書を所持する必要があります。米国法では、所持文書に不備のある旅客を米国に輸送した場合には、輸送機関が責任を問われることがあると定められています。

米国税関国境取締局 (CBP) の輸送機関情報ガイドは、旅行業界担当者の方々の参照資料として作成されています。このガイドでは米国への出入国者に適用されるさまざまな必要文書についての概要を説明します。輸送機関の担当者の方は、このガイドの全セクションを精読し、渡航文書の確認の際にこれを参照してください。このガイドの記載事項について輸送機関担当者の研修を必要とする場合は、Carrier Liaison Program (メールアドレス CLP@dhs.gov) または Carrier Liaison (電話 1 (703) 621-7817) までご連絡ください。

CBP では、海外輸送機関からの米国入国に関する問い合わせに対応するため、渡航文書の有効性判定に関する支援を主な目的として、地域輸送機関リエゾングループ (RCLG) を設立しました。RCLG は、提示された渡航文書の有効性と旅行者の入国許可に関して、輸送機関各社からの問い合わせにお答えします。渡航文書の有効性または入国許可に関する判定がなされ次第、RCLG はその旅行者の搭乗を許可するかそれとも拒否するかの推奨意見を提示します。搭乗の可否の最終判断は、各輸送機関に委ねられます。地域輸送機関リエゾングループは、マイアミ、ニューヨーク、ホノルルに設置されています。

最寄りの米国大使館または領事館の担当者に連絡がつかない場合は、各搭乗地を管轄範囲とする RCLG (電話番号は下記参照) にご連絡ください。出入国諮問プログラム (IAP) のある空港では、IAP 担当官にご連絡ください。

RCLG では毎日 24 時間年中無休で問い合わせを受け付けています。このサービスは、米国行きのおすべてのフライトについて、世界中のあらゆる輸送機関各社にご利用いただけます。

RCLG	サービス管轄地域	電話番号
ホノルル	アジア・環太平洋	1-808-237-4632
マイアミ	中南米・カリブ海諸国	1-305-874-5444
ニューヨーク	ヨーロッパ・アフリカ・中東	1-718-553-1783

また、輸送機関の担当者には、米国政府の 2 つのウェブサイト、米国税関国境取締局 (CBP) [www.cbp.gov](http://www.cbp.gov) および米国国務省領事局 [www.travel.state.gov](http://www.travel.state.gov) で、最新情報と一般情報をご覧になるようお勧めします。

この輸送機関向け情報ガイドは、米国国土安全保障省 米国税関国境取締局 フィールドオペレーション課 輸送機関リエゾンプログラムにより発行されています。ご意見やご質問は下記にお寄せください：

U.S. Customs and Border Protection  
Office of Field Operations  
Carrier Liaison Program, Carrier Information Guide  
12825 Worldgate Drive 7th Floor  
Mailstop 1340  
Herndon, VA 20598-1340  
電話：1 (703) 621-7817  
FAX：1 (703) 621-7633  
E メール：CLP@dhs.gov



# パートⅠ：

米国入国時の必要文書





## I. 空路による入国

西半球海外渡航イニシアチブ (WHTI) では、北米・南米大陸、カリブ海諸国、バミューダ諸島、および隣接する島において空路で出入国するすべての旅行者（米国市民を含む）に対し、米国に出入国するための身分および国籍を証明するための旅券またはその他の認可文書を所持するよう求めています。

別に記載のない限り、渡航文書はすべて、有効であり、期限切れでない状態でなければなりません。

- A. 米国市民 — 下記のいずれかを提示する必要があります：
- 米国旅券
  - NEXUS カード（指定の NEXUS 地点でのみ使用）
  - 米国政府発行の渡航書簡

米国市民の特別分類：

1. 米国市民の**現役軍人**は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
2. 米国市民の**商船船員**は、米国市民権を明示した米国商船船員カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
3. 米国市民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、米国国内およびその**属領間**を直接渡航する場合には、有効な旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。

**B. 米国居住者** — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 永住者カード (Form I-551)
- カードの有効期限が延長されたことを示す (Form I-797) 通知が添付された、期限切れ条件付き永住者カード (Form I-551)
- 移民査証および旅券
- 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された旅券または (Form I-94)
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 臨時入国許可証 (Form I-512)
- 米国政府発行の渡航書簡

**例外**

**合法的永住者 (LPR) 外国人**、すなわち米国籍である母親が海外渡航中に出生した子供の場合、その子供は搭乗することができます。ただし、その子供の米国への入国申請が生後 2 年以内に行われることと、親がその子供の生後初めて米国に帰国する際に、その子供を同伴し、永住者として再入国申請することが条件となります。

親への移民査証の発行後であるが、その親が移住者として初めて入国する前に、**外国で生まれた子供は**、その子供が旅券を所持しているか、親の旅券にその名が記載されており、出生証明書を所持している場合には、搭乗できます。

公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、**米国軍に所属する外国人**は搭乗できます。

**C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客** — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

**査証免除の訪問者：**

**カナダ国民**

- 旅券が必要。E、K、V の非移民査証分類 (パート IV 参照) を除き、査証要件免除。

**バミューダ国民**

- 旅券が必要。E、K、V の非移民査証分類（パート IV 参照）を除き、査証要件免除。

**メキシコ国民**

- 旅券と査証、または
- 旅券と国境通過カード (BCC)

米国へ恒久的に派遣されておらず、外交官用旅券あるいは公式旅券を所持しているメキシコの外交官（および同伴の家族）は、6 か月を超えない滞在期間で、査証も国境通過カードもなしで入国することができます。その外交官に同伴しない家族は、米国入国の際に査証が必要です。

公式の旅行命令書と北大西洋条約機構 (NATO) 身分証明カードを所持し、米国内の NATO 本部に所属する **NATO 職員**は、旅券および査証要件が免除されます。

**バハマ国民またはバハマ居住の英国民**：バハマにおいて CBP により搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

**ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国民**：渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

**米領バージン諸島にのみ直接渡航する、英領バージン諸島に居住の英国民**：英領バージン諸島 (BVI) から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI 居住の英国民は、査証は不要です。BVI に居住する英国民は査証免除プログラム (VWP) を利用できます。

**査証免除プログラムの渡航者**：指定国の国民は、商用または娯楽目的での短期間の滞在について、査証なしで米国に入国することができます。査証免除プログラム (VWP)、およびグアム-北マリアナ諸島米国自治連邦区査証免除プログラム (G-CNMI) の資格要件については、p.15 ~ 17 を参照してください。

## II. 陸路および海路による入国 \*

\* 西半球からの海路による入国。東半球からの海路による入国の渡航文書要件については、パート I の「空路による入国」を参照してください。

西半球海外渡航イニシアチブについては p.9 を参照してください。

A. 米国民 — は下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- 米国旅券カード
- 認証された旅行者カード (NEXUS、SENTRI、FAST)
- 国または州発行の強化型運転免許証

米国民の特別分類：

- 米国民の現役軍人は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
- 米国民の商船船員は、米国民権を明示した米国商船船員カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
- 米国民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、米国国内およびその属領間を直接渡航する場合には、有効な旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。
- エンハンスト・トライバル・カード (p.35 参照)。
- ネイティブアメリカン・トライバル写真付き ID カード。

**B. 米国居住者** — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 永住者カード (Form I-551)
- カードの有効期限が延長されたことを示す (Form I-797) 通知 (Notice of Action) が添付された、期限切れ条件付き永住者カード (Form I-551)
- 移民査証および旅券
- 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された旅券または (Form I-94)
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 臨時入国許可証 (Form I-512)
- 米国政府発行の渡航書簡

**例外**

**合法的永住者 (LPR)** 外国人、すなわち米国籍である母親が海外渡航中に出生した子供の場合、その子供は搭乗することができます。ただし、その子供の米国への入国申請が生後2年以内に行われることと、親がその子供の生後初めて米国に帰国する際に、その子供を同伴し、永住者として再入国申請することが条件となります。

親への移民査証の発行後であるが、その親が移住者として初めて入国する前に、**外国で生まれた子供は**、その子供が旅券を所持しているか、親の旅券にその名が記載されており、出生証明書を所持している場合には、搭乗できます。

公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、**米国軍に所属する外国人**は搭乗できます。

**C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客** — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

**査証免除の訪問者**

**カナダ国民** — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券
- E、K、V の非移民分類 (パート IV 参照) を除き、査証要件免除
- カナダ市民権証明書
- NEXUS、FAST、SENTRI

- ・ インディアン & ノーザン・アフェアーズ・カード
- ・ 国または州発行の強化型運転免許証

### バミューダ国民

- ・ 旅券が必要。E、K、V の非移民査証分類 (パート IV 参照) を除き、査証要件免除

### メキシコ国民

- ・ 旅券と査証、または
- ・ 国境通過カード

米国へ恒久的に派遣されておらず、**外交官用旅券あるいは公式旅券を所持しているメキシコの外交官** (および同伴の家族) は、6 か月を超えない滞在期間で、査証も国境通過カードもなしで入国することができます。その外交官に同伴しない家族は、米国入国の際に査証が必要です。

公式の旅行命令書と北大西洋条約機構 (NATO) 身分証明カードを所持し、米国内の NATO 本部に所属する **NATO 職員** は、旅券および査証要件が免除されます。

**バハマ国民またはバハマ居住の英国国民**：バハマにおいて CBP により搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

**ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国国民**：渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

**米領バージン諸島にのみ直接渡航する、英領バージン諸島に居住の英国国民**：英領バージン諸島 (BVI) から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI 居住の英国国民は、査証は不要です。BVI に居住する英国国民は査証免除プログラム (VWP) を利用できます。

**査証免除プログラムの渡航者**：指定国の国民は、商用または娯楽目的での短期間の滞在について、査証なしで米国に入国することができます。VWP および G-CNMI の資格要件については p.15 ~ 17 を参照してください。

### III. 特別分類

#### A. 査証免除プログラム

査証免除プログラムにより、特定の国の国民が観光または商用目的で最高 90 日間まで滞在する場合には査証を取得する必要がありません。

p.16 に記載の国の国民は、次の基準を満たす場合に限り、査証なしで米国に渡航することができます。

- VWP 対象国が発行した機械読取式旅券 (MRP) を所持している
- 2005 年 10 月 25 日以降に発行された旅券は、写真がデジタル写真である
- 2006 年 10 月 25 日以降に発行された旅券は、e-passport (IC 旅券) でなければならない
- 米国の永住者ではない
- 商用、娯楽、または乗り換え目的で、米国に 90 日間以内の一時的入国を求めている
- 指定輸送機関により空路または海路で渡航している
- ESTA 認証済みである \*
- 帰国または乗り継ぎのチケットを所持している
- 旅行は、隣接する属領または近隣諸島を最終目的地としていない (ただし、これらの地域の居住者である場合を除く)
- 旅行者は、陸路国境、およびシステム故障の場合、ならびに自動処理への移行が完了していない入国港の場合には、記入署名済みの CBP Form I-94W を所有している

#### \*ESTA — 電子渡航認証システム

電子渡航認証システム (ESTA) とは、米国行き空路または海路の輸送機関に搭乗する前に、VWP 対象国の国民が情報を申告するウェブベースのシステムです。ESTA 登録は、36 か国すべての国民に義務づけられています。ESTA に関する詳細はオンラインで <http://esta.cbp.dhs.gov> をご覧ください。

## 査証免除プログラム – 対象国

アイスランド	シンガポール	ハンガリー***
アイルランド	スイス	フィンランド
アンドラ	スウェーデン	フランス
イギリス連邦**	スペイン	ブルネイ
イタリア	スロバキア***	ベルギー
エストニア***	スロベニア*	ポルトガル
オーストラリア	チェコ共和国***	マルタ***
オーストリア	デンマーク	モナコ
オランダ	ドイツ	ラトビア***
韓国***	日本	リヒテンシュタイン
ギリシャ****	ニュージーランド	リトアニア***
サンマリノ	ノルウェー	ルクセンブルク

## 査証免除プログラム ( 続き )

\* スロベニア市民および国民が査証免除プログラムで米国に  
 入国する際には、赤い表紙のスロベニア旅券のみを利用できます。

\*\* 英国旅券を所持する旅行者は、イングランド、スコットラ  
 ンド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島  
 に無制限の居住権を有する必要があります。

\*\*\* これら 8 か国の市民は、IC 旅券 ( 表紙に ICAO チップの  
 ロゴがあります ) を提示しなければならないことに注意し  
 てください。

2009 年 5 月 30 日より、VWP 対象国の緊急用および一時旅券  
 は IC 旅券 ( e-passport ) 要件の対象となっていますので注意し  
 てください。IC 旅券要件に適合していない VWP 緊急用旅券  
 では、VWP による米国への入国は認められなくなりました。

ドイツの緊急用および一時旅券では、査証免除プログラム  
 での入国はできません。

\*\*\*\*2006 年 8 月 26 日時点で、Hellenic Polica によって発行され  
 たギリシャ e-PP のみが、VWP での入国に有効です ( p.69 参照 ) 。



**B. グアムー北マリアナ諸島米国自治連邦区 (G-CNMI) 査証免除プログラム**

G-CNMI VWP の申請者は、次のすべての基準が満たされた場合に、査証なしで搭乗することができます：

- G-CNMI VWP 指定の輸送機関で渡航
- グアムまたは CNMI のみを旅行する
- 商用または娯楽目的の訪問者として、45 日間以内の滞在のため入国を求めている
- 入国日から 45 日以内の、出発日確認済みの往復チケットを所持している
- 記入・署名済みの Form I-736 と Form I-94 を所持している
- 次の対象国により発行された、機械読取式旅券を所持する国民

イギリス連邦	台湾**	パプアニューギニア
オーストラリア	ナウル	ブルネイ
韓国	日本	香港*
シンガポール	ニュージーランド	マレーシア

\* 「British National Overseas」と記載されている英国旅券を所持している、または特別行政区 (SAR) 渡航文書を所持している、元植民地香港の市民を含みます。これら渡航文書は両方とも、香港身分証明カードと一緒になければなりません。

\*\* 次の要件を満たす台湾居住者にのみ適用：

- 1) 台湾発で、台湾からグアムまたは CNMI への直行便で渡航すること。
- 2) 台湾国籍証明カードと、台湾外務省発行の再入国許可証添付の有効な台湾旅券を所持していること。

### C. 自動再有効化

査証の有効期限が切れた訪問者（および同伴する配偶者や子供）は、次の要件を満たす場合に搭乘することができます：

- カナダまたはメキシコから渡航
- カナダまたはメキシコに最高 30 日間滞在し、その間米国に不在
- 当初の入国許可の有効期限内であるか、または滞在延長を示す、確認署名済みの Form I-94 を所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 同じ訪問者ステータスを維持し、それを再開する予定

F および J カテゴリーの査証を所持する学生および交換プログラム参加者は、自動再有効化プログラムの対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります：

- カナダ、メキシコ、または隣接諸島（キューバを除く）から渡航
- カナダ、メキシコ、または隣接諸島に最高 30 日間滞在したため、その間米国に不在
- F-1 の場合は Form I-20、J-1 の場合は Form DS-2019 の資格証明書を所持
- 当初の入国許可がまだ有効であるか、または滞在延長を示す、確認署名済みの Form I-94 を所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 同じ訪問者ステータスを維持し、それを再開する予定

査証再有効化プログラムは、キューバ、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダン、シリアの国民には適用されません。

## D. 特定の海外旅券の有効性

### 6か月ルール

米国への渡航者は、予定する滞在期間を超えてさらに6か月以上有効な旅券を所持していなければなりません。

次に挙げる国の市民はこの6か月ルールが免除され、予定する滞在期間のみ有効な旅券が必要です。

アイスランド	サンマリノ	バミューダ
アイルランド	ジャマイカ	パラオ
アラブ首長国連邦	シンガポール	パラグアイ
アルーバ	ジンバブエ	バルバドス
アルジェリア	スイス	ハンガリー
アルゼンチン	スウェーデン	ビルマ
アルメニア	スペイン	フィジー
アンゴラ	スリナム	フィリピン
アンティグア・バーブーダ	スリランカ	フィンランド
アンティル諸島	スロバキア	ブラジル
アンドラ	スロベニア	フランス
イギリス連邦	セイシェル	ブルガリア
イスラエル	セルビア	ベトナム
イタリア	セントクリスト	ベネズエラ
インド	ファー・ネイビス	ベリーズ
インドネシア	セントビンセント・グレナディーン	ペルー
ウクライナ	セントルシア	ベルギー
ウズベキスタン	タイ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウルグアイ	台湾	ポーランド
エジプト	チェコ共和国	ボリビア
エストニア	チュニジア	ポルトガル
エチオピア	チリ	香港 (身分証明書と旅券)
エルサルバドル	ツバル	マカオ
オーストラリア	デンマーク	マケドニア
オーストリア	ドイツ	マダガスカル
オランダ	ドミニカ	マルタ
ガイアナ	ドミニカ共和国	マレーシア
カタール	トリニダードトバゴ	南アフリカ
カナダ	トルコ	メキシコ
ガボン	ナイジェリア	モザンビーク
韓国	ニカラグア	モナコ
ギニア	(すべての旅券)	モーリシャス
キプロス	日本	モーリタニア
ギリシャ	ニュージーランド	モルジブ
グアテマラ	ネパール	モンゴル
クウェート	ノルウェー	モンテネグロ
グルジア	ハイチ	ラトビア
グレナダ	パキスタン	リトアニア
クオアチア	パチカン (教皇庁)	リビア
コスタリカ	パナマ	リヒテンシュタイン
コートジボアール	バハマ	ルクセンブルク
コロンビア	パプアニューギニア	ルーマニア
		レバノン
		ロシア

## E. 近隣諸島一覧表

アルーバ	セントユースタティウス
アンディラ	セントルシア
アンティグア	タークス・カイコス諸島
英領バージン諸島	ドミニカ
キューバ*	ドミニカ共和国
キュラソー	トリニダードトバゴ
グアドループ	ハイチ
グレナダ	バハマ
ケイマン諸島	バーブーダ
サバ	バミューダ
サンバルテルミ	バルバドス
サンピエール	ボネール
サンマルタン	マリーガラント
ジャマイカ	マルティニク
セントクリストファー	ミクロン
セントクリストファー・ネイビス	モントセラト
セントビンセント・グレナディーン	

\* キューバは、米国への入国に関しては必ずしも近隣諸島国家として扱われません。そのように明示されている場合には例外として扱われます。





# パート II :

空路で出国する際の必要文書





## II. 空路による出国

西半球海外渡航イニシアチブ (WHTI) では、北米・南米大陸、カリブ海諸国、バミューダ諸島、および隣接する島において空路で出入国するすべての旅行者 (米国市民を含む) に対し、米国に入国または再入国するための身分および国籍を証明する旅券またはその他の認可文書を所持するよう求めています。

別に記載のない限り、渡航文書はすべて、有効であり、期限切れでない状態でなければなりません。

### A. 米国市民 – 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- NEXUS カード (指定の NEXUS 地点でのみ使用)
- 米国政府発行の渡航書簡

### 例外：

1. 米国市民の現役軍人は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
2. 米国市民の商船船員は、米国市民権を明示した米国商船船員カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
3. 米国市民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、米国国内およびその属領間を直接渡航する場合には、旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。

### B. 米国居住者 – 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券
- 永住者カード (Form I-551)
- 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された旅券または (Form I-94)
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、米国軍に所属する外国人は搭乗できます

c. 訪問者 下記のいずれかを提示する必要があります：  
 ・旅券

例外：

**緊急時の渡航文書：**緊急用渡航文書は、渡航者の本国への渡航のために大使館または領事館が発行するものです。通常、有効期間は短期（1年以内）であり、入国回数を制限することもあります。緊急用渡航文書は、通常の旅券であることも、領事館のレターヘッドを使用した1枚の書簡であることもあります。

国籍証明書、セジュラス、マトリキュラス コンシューラー、市民権証明書、市民権取得証明書、および他の民間身分証明書または出生証明書は渡航文書とは見なされず、空路にて米国から出国するためには利用できません。

**強制送還命令：**強制送還命令は、滞在を許可できない外国人を米国から除去、退去、あるいは送還するために使用されます。米国税関国境取締局 (CBP)、並びに移民税関執行局 (ICE) が発行する強制送還命令には、様々な書式があります。最も一般的なのは、片道渡航書簡です。

メモ：目的地の国によっては他の書類が必要な場合があります。



片道渡航書簡

# パートⅢ：

米国の渡航文書の例



## パート III：米国の渡航文書

米国旅券 .....	30
米国旅券カード .....	32
NEXUS カード .....	32
軍人身分証明カード .....	33
米国商船船員カード .....	34
SENTRI & エンハンスト・トライバル・カード .....	35
強化型運転免許証 .....	35
永住者カード .....	36
期限延長通知 .....	38
ADIT スタンプ .....	39
移民査証 .....	40
再入国許可証 .....	41
難民旅行証明書 .....	42
就労許可証 .....	43
臨時入国許可証 .....	45
渡航書簡 .....	46
訪問者査証 .....	48
米国国境通過カード .....	49
国連通行許可証 .....	50



## 米国旅券

米国が発行する旅券には、黒表紙の外交旅券、茶色い表紙の公式旅券、および青い表紙の旅行者旅券があります。



Date of expiration / Date of expiration  
**15 Nov 2008**  
 Amendments / Modifications / En



1998年版

Date of issue / Date of issuance  
**01 OCT/OCT 92**



1994年版





## 軍人身分証明カード

米国軍人は、公式の旅行命令書と軍人身分証明カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。



## 米国商船船員カード

この渡航文書に所持者が米国市民であることが明記されている場合には、米国旅券の代わりにこの米国商船船員カードを使用できます。



Expires  
**02/03/2008**

Citizenship: **UNITED STATES**



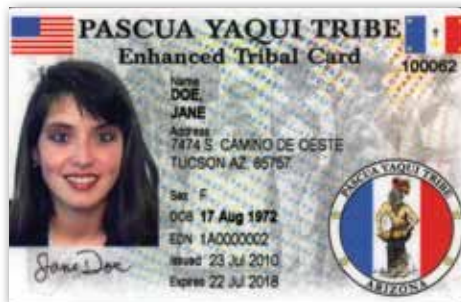
## 強化型運転免許証



## SENTRIカード



## エンハンスド・トライバル・カード



州発行の強化型運転免許証は所持者の身分と米国市民であることを証明します。これらの新しい文書は西半球海外渡航イニシアチブに基づいた旅行ルールに準拠するために、多くの国の協力によって開発されたものです。米国市民はカナダあるいはメキシコ国境を通過する際、強化型運転免許証を旅券の代わりとして使用することができます。

## 永住者カード

合法的永住者 (LPR) は、永住者カード (Form I-551) で米国に入国できます。I-551 の有効期限が切れた合法的永住者は、永住者カードの有効期限が 10 年間の場合、罰金を課されることなく入国することができます。旅券は必要ありません。

Card Expires: **04/02/10**



DHS • 2010 年版



DHS • 2003 年版

CARD EXPIRES 04/02/80

# 永住者カード(続き)



DOJ・1997年版



1977年版は現在も有効です



DOJ・1993年版



1993年版の永住者カードは無効になりました。もし旅客が搭乗時にこのカードを提示した場合は、地域輸送機関リエゾングループ(RCLG)に連絡することをお勧めします。

輸送機関情報ガイド



## 期限延長通知

条件付き永住者の永住カードの有効期限（2年間）が切れている場合は、期限延長通知（Form I-797）を所持していれば搭乗できます。期限延長通知は、カードの有効期限を一定の期間延長します（通常1年間）。通知に記載されている「Receipt Date」は、カードの有効期限とは無関係です。旅券は必要ありません。



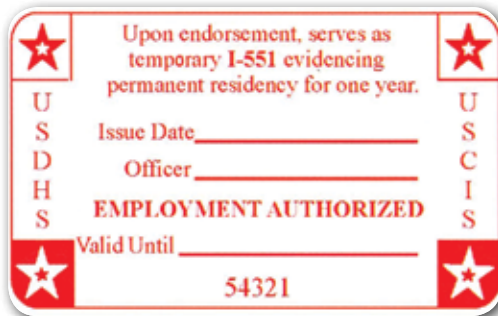
メモ：Form I-797の外観と記載のデータは、発行事務所によって異なる場合があります。

## ADIT スタンプ

合法的永住者 (LPR) は、有効な外国人証明および電子通信 (ADIT) スタンプを所持している場合には、米国への再入国が許可されます ADIT スタンプは、永住者資格を証明する一時的なものであり、旅券または Form I-94 に捺印されます。



CBP 版



USCIS 版

## 移民査証

移民査証は国務省が発行し、移民の旅券に添付されます。

移民が米国への入国を許可されると、移民査証は再入国文書となり、署名確認日より1年間有効となります。「UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR」(署名により有効とされてから1年間の在留資格を有するものとして、暫定的にI-551の役割を果たす)という文言が、査証の機械読取部分の上に記載されます。この文書は旅行および雇用目的に使用され、ADITスタンプに代わるものとなります。

確認有効化



UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR



## 再入国許可証

合法的永住者は、永住者カードを所持しない場合でも再入国許可証 (Form I-327) があれば、米国に再入国できます。旅行者が再入国許可証を提示した場合は、米国外での滞在期間が一年以上の場合があります。



2007 年版



## 就労許可証 (EAD)

就労許可証 (Form I-766) は、就労が許可されている証拠として米国の合法的一時居住者または特定の非移民に対して発行されるものです。期限の切れていないEADの表側に「VALID FOR RE-ENTRY TO THE U.S.」(米国への再入国に有効) との文言が記載されている場合は、輸送機関は、この文書と共に有効な旅券またはその他の有効渡航文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。

注意：すべての就労許可証が渡航に有効なわけではありません。カードの表側に「NOT VALID FOR RE-ENTRY」(再入国には無効) と記載されている場合、輸送機関は、このガイドに記載されている有効な米国入国文書を所持していない限り、この旅行者を搭乗させることはできません。



VALID FOR REENTRY TO U.S.



NOT VALID FOR REENTRY TO U.S.

## 就労許可証






「コンボカード」(Form I-766)は、事前臨時入国許可証(p.45のForm I-512)と米国内の就労許可を組み合わせた役割を果たします。期限の切れていないEADの表側に「SERVES AS I-512 ADVANCE PAROLE」(I-512 事前臨時入国許可証として機能する)との文言が記載されている場合は、輸送機関は、この文書と共に有効な旅券またはその他の有効渡航文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。



SERVES AS I-512 ADVANCE PAROLE

## 臨時入国許可証

臨時入国許可証 (Form I-512) 所持者は、米国への入国または再入国を申請できます。この文書の所持者は、文書の有効期限内であれば搭乗できます。文書が何らかのスタンプで有効確認されていても、臨時入国許可証に印刷された有効期限は延長されません。


Department of Homeland Security U.S. Citizenship and Immigration Services		Authorization for Parole of an Alien into the United States			
(Family Name)	(Given Name)	(Middle Name)	Date Issued		
			9/20/2005		
PHYLIS		AP A0960 MSC05923278			
Date of Birth (Month/Day/Year)	Country of Birth	City or Town	(State or Province)	(Country)	
08/25/1942	CANADA				
U.S. Address (Appt. Number unless by Case ID#)	(Street Number and Name)	City	(State or Province)	(Zip/Postal Code)	
<p>Presentation of this document will authorize a transportation line to accept the named bearer on board for travel to the United States without liability under section 273 of the Immigration and Nationality Act for bringing an alien who does not have a visa.</p> <p>Presentation of the original of this document prior to <u>9/18/2006</u> will authorize an immigration officer at a port of entry in the United States to permit the named bearer, whose photograph appears herein, to enter the United States.</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> As an alien paroled pursuant to section 212(d)(5) of the Immigration and Nationality Act.</p> <p><input type="checkbox"/></p>					
<p><b>AUTHORIZATION:</b> The holder of this authorization is an applicant for adjustment of status under the Immigration and Nationality Act. The holder departed the United States temporarily and intends to return to the United States to resume processing of the adjustment of status application. Contingent upon his or her prima facie eligibility, the holder of this document shall be paroled into the United States pursuant to the authority of the Director, National Benefits Center (formerly known as the Mission Service Center). VALID FOR MULTIPLE APPLICATIONS FOR PAROLE INTO THE UNITED STATES. Parole is authorized for one year.</p> <p><b>NOTICE TO APPLICANT:</b> Presentation of this authorization will permit you to resume your application for adjustment of status upon your return to the United States. If your adjustment is denied, you will be subject to removal proceedings under section 235(b)(1) or 240 of the Act. If after April 1, 1997, you were unlawfully present in the United States for more than 180 days before applying for adjustment of status, you may be found inadmissible under section 212(d)(9)(B)(i) of the Act while you return to the United States to resume the processing of your application. If you are found inadmissible, you will need to qualify for a waiver of inadmissibility in order for your adjustment of status application to be approved.</p>					
 (Signature of Approving Official) Robert M.		National Benefits Center (Authorizing Official) National Benefits Center (Parole Stamp)			
					
AP 		HCP 			
Form I-512 (Rev. 11/28/03)					

メモ：Form I-512の外観と記載のデータは、発行事務所によって異なる場合があります。

## 渡航書簡

渡航書簡は、米国大使館または領事館において、米国市民、合法的永住者、あるいは難民に発行されることがあります。この書簡の所持者は、有効期限内であれば米国に入国できます。

U.S. Department of Homeland Security  
U.S. Customs and Border Protection  
American Embassy [ENTER Office]

 U.S. Customs and  
Border Protection

**AUTHORIZATION TO TRANSPORT ALIEN TO THE UNITED STATES**

Date Issued:  
This Document Valid Until:  
Document Number:

Name of Bearer:  
Date/Place of birth:  
Permanent Resident Card Number:  
Passport Number:

**TO: Transportation Company**

Presentation of this document will authorize a transportation company to accept the named bearer, whose photograph is attached, on board for travel to the United States without liability under Section 273(b) of the Immigration and Nationality Act for this single trip unless otherwise noted. In the event of evidence of tampering with this letter or with the copy of this letter directed to the CBP Officer or with the envelopes in which these letters are conveyed, the transportation company is requested not to board the person named above and to report the evidence of tampering to this office at (insert tel. number) or after normal business hours to call the Embassy Duty Officer at: (insert tel. number).


**TO: Customs and Border Protection (CBP) Officer at Port of Entry**

The bearer of this document, who appears to be a lawful permanent resident of the United States, is not in possession of a Alien Registration Card (I-551) for the stated reason that it was reported (insert what applies e.g., **Lost, Stolen, Expired, Mutilated**) while temporarily outside of the United States. This document was issued to allow the bearer to board a carrier and make application for admission to the United States.

This letter in no way constitutes an obligation on the United States Government to admit the alien. CBP at the port of entry has sole and exclusive authority to admit the above named alien. A copy of this letter has been retained by this office along with the bearer's sworn affidavit as to his/her claimed status as a Lawful Permanent Resident alien of the United States.

Issued by: \_\_\_\_\_

Telephone: \_\_\_\_\_

  
Photo

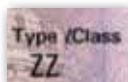
メモ： 外観と記載のデータは、発行事務所によって異なる場合があります。この書簡は、国務省、移民税関執行局、税関国境取締局、または市民権・移民局により発行されます。



## 渡航書簡 ( 続き )

国務省が難民と政治亡命者に対し、査証のリンカーンの画像のあるホイル部分に渡航書簡を印刷することもあります。査証ホイルは、旅券、あるいは渡航者が旅券を所有していない場合は国務省 Form DS-232 に添付されます。

ホイルには、次の情報が「Annotation」欄に記載されます。「NOT A VISA. FOIL PREPARED AT DHS REQUEST.MAY BE BOARDED WITHOUT TRANSPORTATION CARRIER LIABILITY.」（これは査証ではありません。ホイルは DHS の要請により作成されました。この旅客は輸送機関の責任を問われることなく搭乗可能です。）さらに査証分類が「ZZ」または「YY」と記載されます。







### 米国国境通過カード

米国国務省によって発行される国境通過カード (BCC) は、B1/ B2 観光査証と国境通過カードを組み合わせたクレジットカードサイズのプラスチック製カードです。国境通過カードは、米国—メキシコ国境沿いに住むメキシコ居住のメキシコ国民のみに発行されます。





# パートⅣ：

査証の種類



## パート IV : 査証の種類

- A-1 政府関係者および近親者
- A-2 政府関係者および近親者
- A-3 A-1 または A-2 の被雇用者
- B-1 商用目的の一時訪問者
- B-2 観光目的の一時訪問者
- C-1 米国で乗り継ぎ
- C1D 乗り継ぎおよび乗務員査証の組み合わせ
- C-2 国連への渡航
- C-3 政府関係者、近親 / 被雇用者の米国での乗り継ぎ
- D-1 入国と同じ船舶・航空機にて出国の乗務員
- D-2 他の船舶・航空機または輸送機関にて出国の乗務員
- E-1 貿易事業駐在員、配偶者、および子供
- E-2 投資関連駐在員、配偶者、および子供
- E-3 専門職に従事するオーストラリア国民
- F-1 学生
- F-2 F-1 の配偶者または子
- G-1 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-2 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-3 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-4 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-5 G1 ~ G4 の近親者またはその被雇用者
- H-1B 専門職従事者
- H-1B1 チリおよびシンガポールからの自由貿易事業専門家
- H1C 看護師
- H-2A 一時的農業従事者
- H-2B 一時的農業従事者 - 特殊技能者 / 単純労働者
- H-3 工業研修員
- H-4 H1 ~ H3 の配偶者または子
- I 外国メディア関係者および近親者
- J-1 交流訪問者
- J-2 J-1 の配偶者または子
- K-1 米国市民の婚約者
- K-2 K-1 の子供
- K-3 米国市民の配偶者
- K-4 K-3 の子供
- L-1 企業内転勤者
- L-2 L-1 の配偶者または子
- M-1 職業訓練生またはその他の学問以外の学生
- M-2 M-1 の配偶者または子
- N-8 特別移民として分類される外国人の親
- N-9 N-8 または特別移民の子
- NATO-1 職員および家族
- NATO-2 職員および家族
- NATO-3 職員および家族
- NATO-4 職員および家族
- NATO-5 NATO 1 ~ 4 の被雇用者
- NATO-6 NATO 1 ~ 4 の被雇用者
- NATO-7 NATO 1 ~ 6 または近親者の被雇用者

O-1	特殊技能
O-2	O-1 の同伴者 / 補助者
O-3	O-1 と O-2 の配偶者または子
P-1	個人またはチームの運動選手、芸能グループ
P-2	交流プログラムに参加する芸術家および芸能人
P-3	文化的に独特なプログラムに参加する芸術家および芸能人
P-4	P-1 ～ P-3 の配偶者または子
Q-1	国際文化交流
Q-2	アイルランド和平プロセス文化交流
Q-3	Q-1 ～ Q-2 の配偶者または子
R-1	宗教関係者
R-2	R-1 の配偶者または子
S	特別非移民
T	特別非移民
U	特別非移民
TN	カナダ、メキシコ、NAFTA の貿易事業査証
TD	TN の配偶者または子
V-1	合法的永住者 (LPR) の配偶者
V-2	V-1 の子
V-3	V-1 または V-2 の未婚で 21 歳未満の子
YY	渡航書簡に代わる国務省発行の査証
ZZ	渡航書簡に代わる国務省発行の査証

# パート V:

罰金対象となる違反の一覧表





## パート V：移民・国籍法 (INA) の罰金対象部分

次の表には、移民・国籍法により CBP が発行している罰金項目が記載されています。詳細は移民・国籍法および該当する規則を参照してください。

移民・国籍法条項	状況	罰金上限額
231(a)	到着時に I-94 がない、または I-94 の種類に誤りがある。	\$330
231(b)	出国時に I-94 を提示しない、または正しく記入されていない。	\$330
234	航空機の事前到着通知がない、または航空機が未許可の場所に着陸した。	\$2,200
243(c)	指令通り乗客を降ろさなかった [241(d)(3) 参照]。	\$2,000
	指令通りに乗客を降ろすための費用を払わなかった [241(e) 参照]。	\$2,000
	指令通り乗客を再搭乗させなかった [241(d)(1) 参照]。	\$2,000
	調査があるまで密航者を拘留しなかった [241(d)(2) 参照]。	\$2,000
	指令通りに密航者を降ろすための費用を払わなかった [241(e) 参照]。	\$2,000
	密航者を降ろさなかった [241(d)(2)(C) 参照]。	\$5,000
251	到着時に外国人乗務員の完全なリストを提出しなかった。	\$220
	違法に上陸した外国人乗務員を報告しなかった。	\$220
	出発時に外国人乗務員の完全なリストを提出しなかった。	\$220
	外国人乗務員による非認可の沿岸業務を行った [258参照]。	\$5,500

254(a)(1)	検閲前に外国人乗務員を拘留しなかった。	\$3,300
254(a)(2)	指令通り外国人乗務員を拘留しなかった。	\$3,300
254(a)(3)	指令通り外国人乗務員を排除しなかった。	\$3,300
255	客船において、特定の疾病のある乗務員を雇用した。	\$1,100
256	外国人乗務員を不正に解雇した。	\$3,300
257	INS法から逃れることを意図して外国人を米国に輸送した。	\$11,000
271	外国人の不正上陸を回避しなかった。	\$3,300
272	健康上の理由で入国不許可になることを承知で外国人を輸送した。	\$3,300
273(a)(1)	期限の切れていない有効な入国書類を所持していない外国人を輸送した。	\$3,300
273(a)(2)	外国人を搭乗させることを条件に料金や手付け金を受け取るか、斟酌を行った。	\$3,300





# パート VI :

渡航文書クイックリファレンス  
チャート



## 空路で入国する際の必要文書

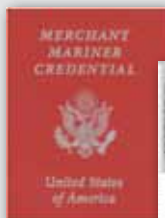
米国市民 は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



軍人身分証明カード  
ID Card  
(公式の旅行命令書と一緒に)



商船船員カード




NEXUS カード  
(NEXUS キオスクのみで提示可能)

# 空路で入国する際の必要文書

米国市民は下記のいずれかを提示する必要があります ( 続き ) :

U.S. Department of Homeland Security  
U.S. Customs and Border Protection  
American Embassy (ENTER Office)



**AUTHORIZATION TO TRANSPORT ALIEN TO THE UNITED STATES**

Date Issued:  
This Document Valid Until:  
Document Number:

Name of Bearer:  
Date/Place of birth:  
Permanent Resident Card Number:  
Passport Number:

**TO: Transportation Company**

Presentation of this document will authorize a transportation company to accept the named bearer, whose photograph is attached, on board for travel to the United States without liability under Section 273(b) of the Immigration and Nationality Act for this single trip unless otherwise noted. In the event of evidence of tampering with this letter or with the copy of this letter directed to the CBP Officer or with the envelopes in which these letters are conveyed, the transportation company is requested not to board the person named above and to report the evidence of tampering to this office at **(insert tel. number)** or after normal business hours to call the Embassy Duty Officer at: **(insert tel. number)**.


**TO: Customs and Border Protection (CBP) Officer at Port of Entry**

The bearer of this document, who appears to be a lawful permanent resident of the United States, is not in possession of an Alien Registration Card (I-551) for the stated reason that it was reported (insert what applies e.g., Lost, Stolen, Expired, Mutilated) while temporarily outside of the United States. This document was issued to allow the bearer to board a carrier and make application for admission to the United States.

This letter in no way constitutes an obligation on the United States Government to admit the alien. CBP at the port of entry has sole and exclusive authority to admit the above named alien. A copy of this letter has been retained by this office along with the bearer's sworn affidavit as to his/her claimed status as a Lawful Permanent Resident alien of the United States.

Issued by: \_\_\_\_\_

Telephone: \_\_\_\_\_

  
Photo

渡航書簡

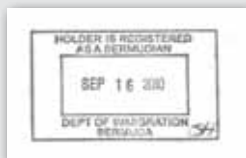


## 空路で入国する際の必要文書

カナダおよびバミューダ国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券



英国旅券中にこのスタンプがある場合、バミューダの市民権を持つことを示します



臨時入国書簡



NEXUS カード  
(NEXUS キオスクのみ  
で提示可能)

# 空路で入国する際の必要文書

メキシコ国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券および査証

または



旅券および国境通過カード

または



臨時入国書簡

旅券および期限の切れていない EAD

# 空路で入国する際の必要文書

合法的永住者は下記のいずれかを提示する必要があります：



ADIT スタンプ



DHS 渡航文書



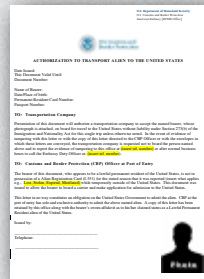
移民査証



臨時入国書簡



永住者カード



渡航書簡

# 空路で入国する際の必要文書

VWP 対象の旅行者 は下記のいずれかを提示する必要があります：



ならびに

VWP 対象国の旅券



ならびに

機械読取式旅券



なら  
びに

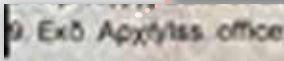
2005年10月25日以降に発行された場合は、デジタル写真



2006年10月25日以降に発行された場合は、IC 旅券

# 空路で入国する際の必要文書

## VWP 対象の旅行者 (続き)



ギリシャ旅券

その他のすべての旅客は、下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券と査証

# または



臨時入国書簡



VALID FOR REENTRY TO U.S.

旅券と、期限の切れていない EAD

# 空路で出国する際の必要文書

米国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券



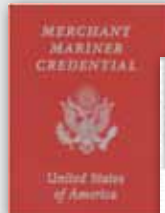
NEXUSカード



軍人身分証明カード

ID Card

(公式の旅行命令書と一緒に)



商船船員カード

## 空路で出国する際の必要文書

合法的永住者は下記のいずれかを提示する必要があります：



永住者カード



移民査証



旅券



DHS 渡航文書



臨時入国書簡



ADIT スタンプ

## 空路で出国する際の必要文書

カナダ国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUS カード



旅券

その他すべての旅客は、旅券、緊急時渡航文書、強制送還命令書のいずれかが必要です。



旅券



片道渡航書簡



緊急時の渡航文書



### 空路による出入国時の文書として 無効なものには下記が挙げられます：

- 運転免許証
- 出生証明書
- 市民権証書（またはカード）
- 市民権取得証明書
- マトリキュラス コンシューラー
- セジュラス
- 国籍証明書

不明点などについては、CBP 地域輸送機関リエゾングループ (RCLG) または最寄りの入国港へお問い合わせください。

## 陸路および海路での必要文書

米国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



米国旅券カード



SENTRI カード



NEXUS カード



国または州発行の強化型運転免許証



エンハンスト・トライバル・カード

## 陸路および海路での必要文書

カナダ国民は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUS カード



旅券



SENTRI カード



ノーザン・アフェアーズ・カード



国または州発行の強化型運転免許証



# パート VII :

事前旅客情報システム



事前旅客情報システム (APIS) は航空業界との協力を通じて 1989 年に米国政府により開発された任意のプログラムです。APIS プログラムにより、旅客と乗務員の個人識別データを含む乗客名簿情報を電子送信するシステムが確立されました。義務付けとしての APIS はまず 2001 年航空・輸送安全法に基づいて、そして 2002 年強化国境保安・査証改正法、2004 年情報改正・テロ防止法 (IRTPA) に基づいて規定されました。

## 民間航空会社用 APIS 搭乗前手続きおよび APIS クイッククエリー (AQQ)

2007 年 8 月 23 日、CBP は 2008 年 2 月 19 日から 180 日を実施期間とする APIS 搭乗前最終規則を発表しました。この規則はそれまでの規則を改正し、データ転送のための 3 つの選択肢を民間航空会社に提供するものです。

従来、航空会社は双方向性のない一括処理方式で APIS データを送信していました。最終規則に基づき、APIS を採用した航空会社は航空機の搭乗ゲートが閉まる 30 分前までにデータを送信します。

新しい機能である双方向型一括処理方式により、航空機の搭乗ゲートが閉まる 30 分前までにデータを送信し、警戒リストの自動スクリーニング応答を受信します。

APIS クイッククエリー (AQQ) は、旅客がフライトにチェックインするごとに航空会社から APIS メッセージが送信される新機能です。データは航空機の搭乗ゲートが閉まる時間まで送信され、対応する警戒リストスクリーニング応答を受信します。

CBP では、今後も航空会社やサービス提供企業と協力して AQQ に改良を加え、これからの電子渡航認証システムへの要望に対応していきます。CBP はまた運輸保安局 (TSA) と綿密に連携し、運輸保安局保安航空プログラムのプロセス整合を行っています。

APIS に関するご質問は、現地の輸送機関担当責任者にご連絡ください。





# パート VIII :

人身売買



## 人身売買の可能性

人身売買はいくつかの面で密入国とは異なりますが、人身売買と密入国を分ける一線は人間性を搾取するという点です。密入国は自発的なものであり、一般に密入国業者との関係は国境通過後に終わります。人身売買は意志に反し、身体的または精神的な強要を通じて人間性を強制搾取することであり、人権に反する犯罪行為です。

航空会社の担当者の皆さんは、搭乗者を観察できる特別な立場にあり、そうでなければ見逃されてしまったであろう徴候を目にする機会を有します。人身売買の徴候は発見が困難な場合が多く、ほとんどの場合、被害者は密輸計画に加担させられています。被害者に見られる徴候として、次のことに注意してください。

- 恐怖：表情に恐怖心、憂鬱、困惑が見られるか、または過度に従順か
- 虐待：身体的虐待の痕がないか、食事、水、睡眠を与えられていないのではないか
- 監視または行動制御：第三者に近くから監視されているか、自分の意思で話すことを許可されているか、渡航文書を自分で管理しているか

以下は航空会社の従業員による実話です：

- 航空会社の従業員が、国内線チケットカウンターで見たある光景に疑惑の念を持った。ある男性が毎週、特定の日時に同じ国の出身者と思われる毎回違う女性一人のために航空券を購入していた。航空券は西海岸にある2都市行きであった。
- 年配の男性と一緒に旅行をしていた若い少女が強制的に列に並ばされていた。少女は荷物も財布も持っておらず、他の旅行者の注意を引こうとしているように見えた。
- フライト中に、ある客室乗務員が話しかけたのは、米国市民と称する十代の売春婦たちだった。彼女達は、売春組織から抜け出せずにいると話した。彼女達の売春斡旋者と思われる人物が割り込んできて、客室乗務員とのそれ以上の会話を妨げた。



CBP 管理官は人身売買の被害者を発見する訓練を受けています。また CBP 管理官はさりげなく人身売買情報カード（右写真）を配布し、旅行者に注意を促しています。これらのカードは中国語（北京語）、フランス語、インドネシア語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ベトナム語のものが用意されています。

米国のすべての人間は、たとえ不法滞在者であっても米国法によって保護され、その対象となっています。CBP は ICE や他の連邦政府パートナーとの綿密な協力を通じて、避難場所を提供し、医療機関やその他の支援を紹介しながら、人身売買被害者の保護に努めています。CBP の地域輸送機関リエゾングループがあるホノルル (1-808-237-4632)、ニューヨーク (1-718-553-1783)、マイアミ (1-305-874-5444) への連絡も可能です。特殊訓練を受けた CBP 管理官が、24 時間年中無休で対応します。





**U.S. Customs and Border Protection**  
**Washington, D.C. 20229**

**[www.cbp.gov](http://www.cbp.gov)**

**Publication 0000-0627**